

平成28年 9月28日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

総務常任委員会

委員長 神谷 建一

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

#### 第73号議案 宗像市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

職員等の出張に係る宿泊料の適正化を図るため、条例の一部を改正するものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宿泊料について、国家公務員等の旅費に関する法律の運用基準に準拠し、現行の特別職16,000円、一般職14,000円を、それぞれ13,100円、10,900円に改正、地島及び大島については実勢価格を参考に、現行の1万円を9,000円に改正する。
- 2 職員又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助

するために証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合は、その者に対し実費を弁償していたものを旅費支給に改める等、その他の条文の見直しも行っている。

- 3 改正の内容については職員労働組合と協議済みである。
- 4 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

##### 【意見】

(賛成意見)

- ・税金の使い道については市民の目も厳しくなっている。今回の改正では特別職の宿泊料は一般職より金額が高くなっているが、格差をつけるべきではないと考える。今後、改正を行う際は、その点を十分考慮していただくことを要望する。

##### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

#### 第74号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことにより、関係条例（宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例、宗像市体育施設条例、宗像総合市民センター条例、宗像ユリックス総合公園条

例、宗像市渡船条例、宗像市大島観光休憩所条例、福岡県大島港大島海洋体験施設管理条例、宗像市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)を改正するものである。また、その他の学校の種類についても、文言の整理を行う。

- 2 条例改正に際しては、市内に住民票がある児童生徒が義務教育学校等に通学する場合、義務教育学校等の児童生徒が社会科見学等で本市の公共施設を利用する場合を想定し、整理を行った。

#### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### **第 75 号議案 宗像市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

今回の改正は、引用する法の項番号が改められたことに伴うものであり、ひとり親家庭等医療費の支給に係る制度の変更はない。

#### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。